

Certificate of Origin (原産地証明書)( P-8210 )

原産地証明書の「 8 . Origin Criterion (原産地基準)」欄には、関税暫定措置法施行規則 (以下「規則」という。) 第 8 条及び第 9 条に基づき次の要領により記載することとなっているので、留意する。

特恵受益国における生産の状態	第 8 欄の記入方法
1 . 規則第 8 条各号に掲げる完全生産品に該当する場合 2 . 規則第 9 条に掲げる条件に該当する場合	「 P 」と記入する ( 例 ) “ P ” 「 W 」と記入し、輸入される物品の HS 品目番号を記入する。 ( 例 ) “ W ” 96.18